

平成 22 年 12 月 13 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

全 国 銀 行 協 会

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案等」に対する意見の提出について

平成 22 年 11 月 12 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	第17条の3第2項第12号イ	「当該会社に対し資金の貸付を行うこと。」には、「当該会社を債務者とする貸付債権の取得」も含まれるとの理解でよいか。	確認のため。 なお、特定子会社がエクイティ性資金を提供するに当たり、既存債権者間の整理・調整が必要となるケースでは、債権者サイドにおいて損金計上が可能となる「債権売買」の方法を取る方が、債権者の同意を得やすく、対象企業の迅速な再生に資することとなる。